

●香川県警察本部告示第2号

平成18年香川県警察本部告示第8号（口頭により開示請求できる個人情報）の一部を次のように改正し、令和4年3月15日から施行する。

令和4年3月11日

香川県警察本部長 今井宗雄

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
略				略			
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会の修了考査	略			銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会の修了考査	略		
銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第1項に規定するクロスボウの所持の許可を受けようとする者に対する講習会の修了考査	<u>学科試験の得点</u>	<u>合格発表の日から1月間</u>	<u>香川県警察本部生活安全部生活安全企画課</u>				
道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習（以下	略			道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習（以下	略		

「駐車監視員資格者  
講習」という。次項  
において同じ。)の  
修了考査

略

「駐車監視員資格者  
講習」という。次項  
において同じ。)の  
修了考査

略